

4. 子育てにやさしいまちづくり

当初予算書

17P

事業名		【継続】 保育料軽減事業（国基準からの軽減）							
当初予算額		財 源 内 訳 (単位：千円)							
		国 費	県 費	地 方 債	そ の 他 一般財源				
1億2,991万8					1億2,991万8				
事業期間		総事業費							
【事業目的】 国が決める保育料の基準額から保育料を軽減することにより、子育て家庭の経済的負担の軽減及び児童の福祉の向上や出生率の向上に寄与する。									
【事業概要】									
＜教育標準時間認定＞ (月額:円)									
国階層	定義	国の徴収基準額	島原市の徴収基準額						
1階層	生活保護世帯	0	0						
2階層	市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯含む)	3,000	3,000						
3階層	所得割課税額 77,100円以下	16,100	15,000						
4階層	所得割課税額 169,000円未満	20,500	18,200						
	所得割課税額 211,200円以下		19,400						
5階層	所得割課税額 211,201円以上	25,700	24,600						
＜保育認定＞ (月額:円)									
国階層	定義	国の徴収基準額				島原市の徴収基準額			
		3歳以上		3歳未満		3歳以上		3歳未満	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
1階層	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
2階層	市民税非課税世帯	6,000	6,000	9,000	9,000	6,000	6,000	9,000	9,000
3階層	所得割課税額 48,600円未満	16,500	16,300	19,500	19,300	15,000	14,800	18,000	17,800
4階層	所得割課税額 60,700円未満	27,000	26,600	30,000	29,600	19,000	18,800	22,000	21,800
	所得割課税額 97,000円未満					22,000	21,800	25,000	24,600
5階層	所得割課税額 169,000円未満	41,500	40,900	44,500	43,900	28,000	27,600	35,000	34,600
6階層	所得割課税額 301,000円未満	58,000	57,100	61,000	60,100	30,000	29,600	40,000	39,400
7階層	所得割課税額 397,000円未満	77,000	75,800	80,000	78,800	30,000	29,600	40,000	39,400
8階層	所得割課税額 397,000円以上	101,000	99,400	104,000	102,400	31,000	30,600	50,000	49,200
科目	11 款	1 項	1 目	目名称	民生費負担金（歳入の減）	こども課			
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降			
	上記事業概要の保育認定（標準時間）と同等			上記事業概要と同じ （子ども・子育て支援新制度の施行）		上記事業概要と同じ			

4. 子育てにやさしいまちづくり

当初予算書

17P

事業名	【拡充・人口減少対策】 すこやか子育て支援事業				
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)				
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
1億5,523万0			1億5,520万0		3万0
事業期間	平成18年度～			総事業費	

【事業目的】

多子世帯の保育所、幼稚園、認定こども園入所児の保育料を軽減することにより、児童の福祉の向上や出生率の向上に寄与する。

【事業概要】

小学生以下の児童を2人以上扶養し、第2子以降で児童を保育所、幼稚園、認定こども園に入所している児童の保育料を免除する。

所得制限あり。(※市民税所得割額 169,000円未満の世帯)

※保育料算定での市民税額は、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別控除の税額控除をする前の税額です。

対象表

該 当						非該当
					中学校	○
○					小学校	
○	○	○			保育所等	○ ○ ○
●	●	●	○	○		
		●	●	●		
			◎			
				○	未就園	○

※ ●の児童が保育料免除対象。

◎の児童は国の制度で保育料0円(同時在籍3人目、所得制限なし)。

科目	11 款	1 項	1 目	目 名 称	民生費負担金 (歳入の減)	こども課
	前 年 度 ま で			今 年 度		来 年 度 以 降
事業計画	小学生以下の児童を3人以上扶養する世帯で、第3子以降の保育料または2人以上が同時入所している場合の2人目の保育料を免除。			小学生以下の第2子以降の入所児童に対象者を拡大。		引き続き実施予定

4. 子育てにやさしいまちづくり

当初予算書

129P

事業名	【継続・人口減少対策】 乳幼児等福祉医療費																			
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)																			
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源															
1億172万8		4,013万3	2,400万0		3,759万5															
事業期間				総事業費																
【事業目的】 乳幼児、ひとり親家庭等の子育て家庭における経済的負担の軽減を目的に、医療費の一部を助成し、福祉の増進を図ることで、安心して子育てができる環境づくりを目指します。また、新たに支給対象者を小・中学生まで拡充し、子どもを産み育てやすい環境を整備することで、人口減少の歯止めを図ります。 【事業概要】 (1) 助成の対象者 ①乳幼児 ②小・中学生 ③ひとり親家庭の父と子、母と子 ④寡婦 (2) 助成内容 入院・通院に関する医療費（保険診療分のみ）から、医療機関ごとに1日につき800円（1か月の限度額1,600円）の自己負担額を控除した額を助成します。 (3) 助成方法 ①償還払い：医療機関の窓口で医療費をいったん支払い、翌月以降、領収書を添付して市へ申請することで、後日、助成額を口座へ振り込みます。 ②現物給付：医療機関で受給者証を提示していただくことで、福祉医療費の自己負担額までの支払いで受診できます。市への支給申請は必要ありません。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>助成対象者</th> <th>償還払い</th> <th>現物給付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳幼児</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>小・中学生</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>ひとり親家庭の父と子、母と子</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>寡婦</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> ※拡充分 ※負担割合 県1／2 市1／2 （小・中学生分は県費補助なし）						助成対象者	償還払い	現物給付	乳幼児	○	○	小・中学生	○	×	ひとり親家庭の父と子、母と子	○	×	寡婦	○	×
助成対象者	償還払い	現物給付																		
乳幼児	○	○																		
小・中学生	○	×																		
ひとり親家庭の父と子、母と子	○	×																		
寡婦	○	×																		
科目	3 款	2 項	1 目	目名称	児童福祉総務費															
事業計画	前年度まで			今年度																
	上記事業概要と同じ (小・中学生分を除く)			上記事業概要と同じ (小・中学生を対象に追加)																
				来年度以降																
				引続き実施予定																

4. 子育てにやさしいまちづくり

当初予算書

135P

事業名	【継続】 未熟児養育医療給付事業				
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)				
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
551万6	233万7	116万8		82万5	118万6
事業期間	平成25年度～			総事業費	

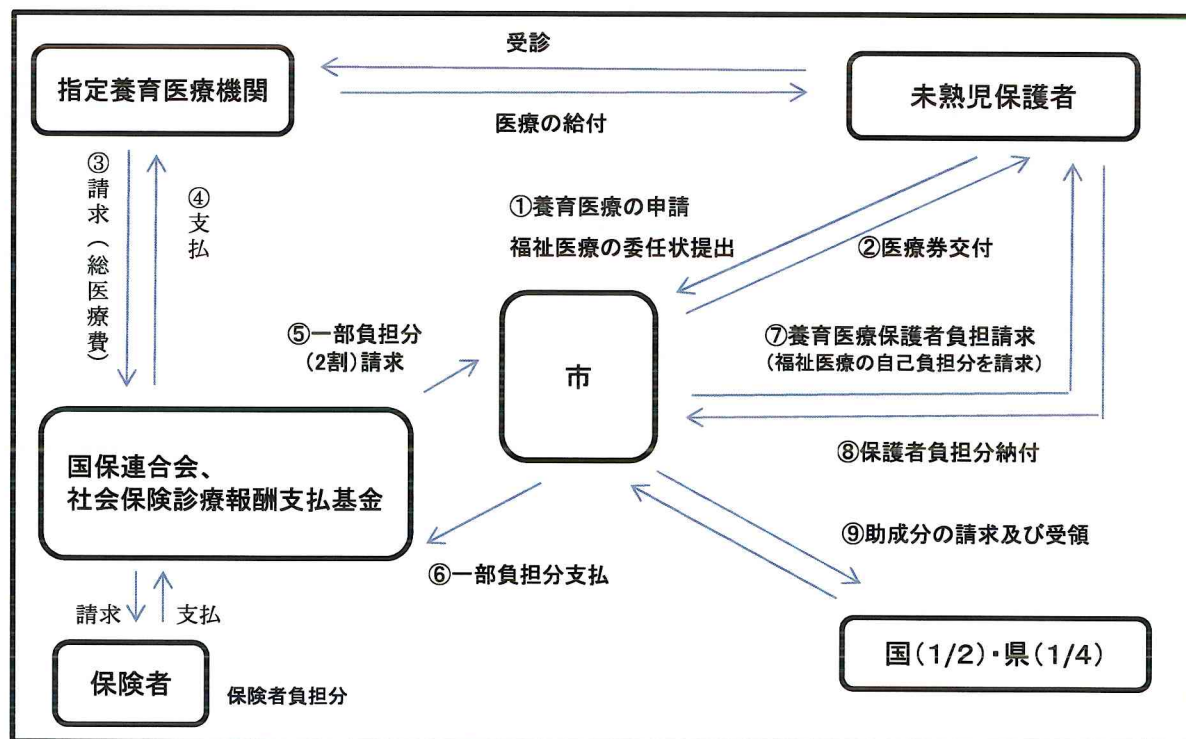
【事業目的】

養育のため入院治療が必要な未熟児に対して、その治療に要する医療費を給付することにより、乳児の健やかな育成を図ります。

【事業概要】

- <対象者> 医師が入院養育を必要と認めた未熟児
 <給付内容> 指定養育医療機関で行う未熟児の入院治療費（保険診療の一部負担金）
 <給付方法> 【現物給付】市が保険診療の一部負担金（2割）を医療機関へ全額支払うもので、保護者は医療機関への医療費の支払いはありません。
 <保護者負担金> 世帯の課税状況により負担金が決めており市に納入します。

【概要図】



科目	3 款	2 項	1 目	目名称	児童福祉総務費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

4. 子育てにやさしいまちづくり

当初予算書

137P

事業名	【継続・人口減少対策】 すこやか赤ちゃん支援事業																		
当初予算額	(単位：千円)																		
	財 源 内 訳	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他														
1,503万5				800万0	703万5														
事業期間	平成25年度～			総事業費															
【事業目的】 乳幼児を養育している保護者に対し、第2子目からおむつ等の購入費用を助成することで子育て家庭の経済的負担を軽減し、本市で多くの子どもたちを産み育てられる環境の向上を図ります。																			
【内 容】 市が指定する販売店で使用できる「すこやか赤ちゃん券」を支給する。																			
【取扱店】 取扱店登録をした市内の店舗（平成27年2月現在18店舗）																			
【対象商品】 すこやか赤ちゃん券対象商品 おむつ関連用品 ・紙・布おむつ ・おむつカバー ・おむつライナー ・おしりふき 等 授乳関連用品 ・粉ミルク ・哺乳瓶 ・替え乳首 ・搾乳機 等 離乳食関連用品 ・離乳食 ・食器 ・保存ケース ・料理用品 等																			
【対象者】 次の条件をいずれも満たす人 ① 市内に住所を有し、かつ居住している人 ② 満2歳未満の第2子以降の子どもと同居し、養育している人 (2歳になる誕生月の前月までが対象) ※支給対象児の第2子以降の判定については、満18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童の中で、数えるものとする。																			
【支給額】 第2子……………月額2,000円分の購入券 第3子以降………1人につき月額3,000円分の購入券 (出生時に0歳分を支給し、満1歳の誕生月に1歳分を支給する。)																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2">出生</th> <th>第1子</th> <th>第2子</th> <th>第3子以降</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">支給額 (円)</td> <td>月額</td> <td>0</td> <td>2,000</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>年額</td> <td>0</td> <td>24,000</td> <td>36,000</td> </tr> </table>						出生		第1子	第2子	第3子以降	支給額 (円)	月額	0	2,000	3,000	年額	0	24,000	36,000
出生		第1子	第2子	第3子以降															
支給額 (円)	月額	0	2,000	3,000															
	年額	0	24,000	36,000															
科目	3 款	2 項	1 目	目 名 称	児 童 福 祉 総 務 費														
事業計画	前 年 度 まで			今 年 度															
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ															
				こども課 来 年 度 以 降															
				引き続き実施予定															

4. 子育てにやさしいまちづくり

当初予算書

137P

事業名	【継続】 児童手当給付費																																																				
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)																																																				
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源																																																
7億5,900万0	5億2,476万0	1億1,712万0			1億1,712万0																																																
事業期間				総事業費																																																	
【事業目的】 児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童のすこやかな育ちに寄与することを目的としています。 【事業内容】 中学校修了までの児童を監護し、かつ、一定の生計関係を有する場合、その父母又は養育者に児童手当を支給します。（月額は以下のとおり） <table border="1"> <tr> <th rowspan="6">児童一人あたりの支給月額</th> <th rowspan="2">対象児童</th> <th colspan="2">所得制限</th> </tr> <tr> <th>限度額未満の世帯</th> <th>限度額以上の世帯</th> </tr> <tr> <td>3歳未満（一律）</td> <td>15,000円</td> <td rowspan="4">【特例給付】 一律5,000円</td> </tr> <tr> <td>3歳以上小学校修了まで （第1子・第2子）</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>3歳以上小学校修了まで （第3子以降）</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>中学生（一律）</td> <td>10,000円</td> </tr> </table> ※ 支給月は、6月・10月・2月の年3回支給 【負担割合】 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">支給対象児童</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">0歳～3歳未満</td> <td>被用者</td> <td>37/45</td> <td>4/45</td> <td>4/45</td> </tr> <tr> <td>非被用者</td> <td>4/6</td> <td>1/6</td> <td>1/6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳以上～小学校修了前</td> <td>第1子・第2子</td> <td>4/6</td> <td>1/6</td> <td>1/6</td> </tr> <tr> <td>第3子以降</td> <td>4/6</td> <td>1/6</td> <td>1/6</td> </tr> <tr> <td colspan="2">中学生</td> <td>4/6</td> <td>1/6</td> <td>1/6</td> </tr> <tr> <td colspan="2">所得制限以上世帯</td> <td>4/6</td> <td>1/6</td> <td>1/6</td> </tr> </table>						児童一人あたりの支給月額	対象児童	所得制限		限度額未満の世帯	限度額以上の世帯	3歳未満（一律）	15,000円	【特例給付】 一律5,000円	3歳以上小学校修了まで （第1子・第2子）	10,000円	3歳以上小学校修了まで （第3子以降）	15,000円	中学生（一律）	10,000円	支給対象児童		国	県	市	0歳～3歳未満	被用者	37/45	4/45	4/45	非被用者	4/6	1/6	1/6	3歳以上～小学校修了前	第1子・第2子	4/6	1/6	1/6	第3子以降	4/6	1/6	1/6	中学生		4/6	1/6	1/6	所得制限以上世帯		4/6	1/6	1/6
児童一人あたりの支給月額	対象児童	所得制限																																																			
		限度額未満の世帯	限度額以上の世帯																																																		
	3歳未満（一律）	15,000円	【特例給付】 一律5,000円																																																		
	3歳以上小学校修了まで （第1子・第2子）	10,000円																																																			
	3歳以上小学校修了まで （第3子以降）	15,000円																																																			
	中学生（一律）	10,000円																																																			
支給対象児童		国	県	市																																																	
0歳～3歳未満	被用者	37/45	4/45	4/45																																																	
	非被用者	4/6	1/6	1/6																																																	
3歳以上～小学校修了前	第1子・第2子	4/6	1/6	1/6																																																	
	第3子以降	4/6	1/6	1/6																																																	
中学生		4/6	1/6	1/6																																																	
所得制限以上世帯		4/6	1/6	1/6																																																	
科目	3 款	2 項	2 目	目名称	児童措置費	こども課																																															
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降																																															
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引続き実施予定																																															

4. 子育てにやさしいまちづくり

当初予算書

137P

事業名	【継続】 児童扶養手当給付費																
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)																
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源												
2億8,129万2	9,376万3				1億8,752万9												
事業期間				総事業費													
【事業目的】 父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、児童扶養手当を支給し、児童が心身ともに健やかに成長できるよう、児童の福祉の増進を図ります。 【事業概要】 (1) 支給対象者 次の条件にあてはまる18歳到達後最初の3月31日までにある者（一定の障害を有する場合は20歳未満）を監護している父、母または養育者に支給します。 ①父母が離婚した子 ②父または母が死亡した子 ③父または母が重度の障害にある子 ④父または母の生死が明らかでない ⑤父または母から1年以上遺棄されている子 ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている子 ⑦父または母が1年以上拘禁されている子 ⑧母が婚姻しないで生まれた子 (2) 支給額 受給資格者等の所得に応じて、手当の一部又は全部の支給が制限されます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>全部支給の場合</th> <th>一部支給の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童1人のとき</td> <td>月額 42,000円</td> <td>月額 41,990円～9,910円 ※所得に応じて10円刻みの額</td> </tr> <tr> <td>児童2人のとき</td> <td colspan="2">上記に5,000円加算</td> </tr> <tr> <td>児童3人以上のとき</td> <td colspan="2">上記に1人あたり3,000円加算</td> </tr> </tbody> </table> (3) 支給月 4月・8月・12月の年3回支給 ※負担割合 国1／3 市2／3						区 分	全部支給の場合	一部支給の場合	児童1人のとき	月額 42,000円	月額 41,990円～9,910円 ※所得に応じて10円刻みの額	児童2人のとき	上記に5,000円加算		児童3人以上のとき	上記に1人あたり3,000円加算	
区 分	全部支給の場合	一部支給の場合															
児童1人のとき	月額 42,000円	月額 41,990円～9,910円 ※所得に応じて10円刻みの額															
児童2人のとき	上記に5,000円加算																
児童3人以上のとき	上記に1人あたり3,000円加算																
科目	3 款	2 項	2 目	目名称	児童措置費	こども課											
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降											
	上記事業概要と同じ (ただし、全部支給の場合 月額：41,020円)			上記事業概要と同じ		引続き実施予定											

4. 子育てにやさしいまちづくり

当初予算書

137P

事業名		【継続・人口減少対策】 幼稚園就園奨励費補助金																																																			
当初予算額		財 源 内 訳 (単位：千円)																																																			
		国 費	県 費	地 方 債	そ の 他																																																
308万0		66万7			241万3																																																
事業期間		総事業費																																																			
【事業目的】 家庭の所得状況に応じて、保護者の経済的負担を軽減し、幼稚園教育の振興を図ります。 【事業概要】 (1) 支給対象者 島原市に在住（住民登録）し、私学助成を受ける私立幼稚園に就園している満3歳児から小学校就学に達するまでの幼児 (2) 補助額 保護者が当該年度に支払った保育料、入園料を所得状況に応じて補助します。 ○補助限度額 <table border="1"> <tr> <th colspan="4">従来条件分（幼稚園児のみの場合） 金額は26年度</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>第1子</th> <th>第2子</th> <th>第3子以降</th> </tr> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td>308,000</td> <td>308,000</td> <td rowspan="5">308,000</td> </tr> <tr> <td>市民税非課税世帯及び市町村民税所得割非課税世帯</td> <td>199,200</td> <td>253,000</td> </tr> <tr> <td>市町村民税所得割額77,100円以下の世帯</td> <td>115,200</td> <td>211,000</td> </tr> <tr> <td>市町村民税所得割額211,200円以下の世帯</td> <td>62,200</td> <td>185,000</td> </tr> <tr> <td>上記区分以外の世帯</td> <td>—</td> <td>154,000</td> </tr> <tr> <th colspan="4">新条件分（兄・姉が小学校3年生までにいる園児の場合）</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th></th> <th>第2子</th> <th>第3子以降</th> </tr> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td></td> <td>308,000</td> <td rowspan="5">308,000</td> </tr> <tr> <td>市民税非課税世帯及び市町村民税所得割非課税世帯</td> <td></td> <td>253,000</td> </tr> <tr> <td>市町村民税所得割額77,100円以下の世帯</td> <td></td> <td>211,000</td> </tr> <tr> <td>市町村民税所得割額211,200円以下の世帯</td> <td></td> <td>185,000</td> </tr> <tr> <td>上記区分以外の世帯</td> <td></td> <td>154,000</td> </tr> </table>						従来条件分（幼稚園児のみの場合） 金額は26年度				区分	第1子	第2子	第3子以降	生活保護世帯	308,000	308,000	308,000	市民税非課税世帯及び市町村民税所得割非課税世帯	199,200	253,000	市町村民税所得割額77,100円以下の世帯	115,200	211,000	市町村民税所得割額211,200円以下の世帯	62,200	185,000	上記区分以外の世帯	—	154,000	新条件分（兄・姉が小学校3年生までにいる園児の場合）				区分		第2子	第3子以降	生活保護世帯		308,000	308,000	市民税非課税世帯及び市町村民税所得割非課税世帯		253,000	市町村民税所得割額77,100円以下の世帯		211,000	市町村民税所得割額211,200円以下の世帯		185,000	上記区分以外の世帯		154,000
従来条件分（幼稚園児のみの場合） 金額は26年度																																																					
区分	第1子	第2子	第3子以降																																																		
生活保護世帯	308,000	308,000	308,000																																																		
市民税非課税世帯及び市町村民税所得割非課税世帯	199,200	253,000																																																			
市町村民税所得割額77,100円以下の世帯	115,200	211,000																																																			
市町村民税所得割額211,200円以下の世帯	62,200	185,000																																																			
上記区分以外の世帯	—	154,000																																																			
新条件分（兄・姉が小学校3年生までにいる園児の場合）																																																					
区分		第2子	第3子以降																																																		
生活保護世帯		308,000	308,000																																																		
市民税非課税世帯及び市町村民税所得割非課税世帯		253,000																																																			
市町村民税所得割額77,100円以下の世帯		211,000																																																			
市町村民税所得割額211,200円以下の世帯		185,000																																																			
上記区分以外の世帯		154,000																																																			
【補助率】 国1／3以内																																																					
科目	3款	2項	2目	目名称	児童措置費	こども課																																															
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降																																															
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引続き実施予定																																															

4. 子育てにやさしいまちづくり

当初予算書

145P

事業名	【継続】 子育て世帯臨時特例給付金給付事業																
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)																
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源												
2,121万9	2,121万9																
事業期間	平成26年度～			総事業費													
【事業目的】 消費税率の引き上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置を行うもの。																	
【内 容】 前年度と大きく異なる点 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給付額</td> <td>対象児童1人につき 10,000円</td> <td>対象児童1人につき 3,000円</td> </tr> <tr> <td>基準日</td> <td>平成26年1月1日</td> <td>平成27年5月31日</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>「臨時福祉給付金対象者」を除く</td> <td>「臨時福祉給付金対象者」を含む</td> </tr> </tbody> </table>							平成26年度	平成27年度	給付額	対象児童1人につき 10,000円	対象児童1人につき 3,000円	基準日	平成26年1月1日	平成27年5月31日	対象者	「臨時福祉給付金対象者」を除く	「臨時福祉給付金対象者」を含む
	平成26年度	平成27年度															
給付額	対象児童1人につき 10,000円	対象児童1人につき 3,000円															
基準日	平成26年1月1日	平成27年5月31日															
対象者	「臨時福祉給付金対象者」を除く	「臨時福祉給付金対象者」を含む															
【支給対象者】 ○平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く。）の受給者																	
【対象児童】 ○支給対象者の平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く。）の対象となる児童																	
科目	3 款	2 項	5 目	目 名 称	子育て世帯臨時特例給付金給付費												
事業計画	前年度まで			今年度													
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ													
				こども課													
				来年度以降													
				—													

4. 子育てにやさしいまちづくり

当初予算書

163P

事業名	【継続】 予防接種事業				
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)				
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
1億4,518万1		307万2			1億4,210万9
事業期間	昭和23年度～			総事業費	

【事業目的】

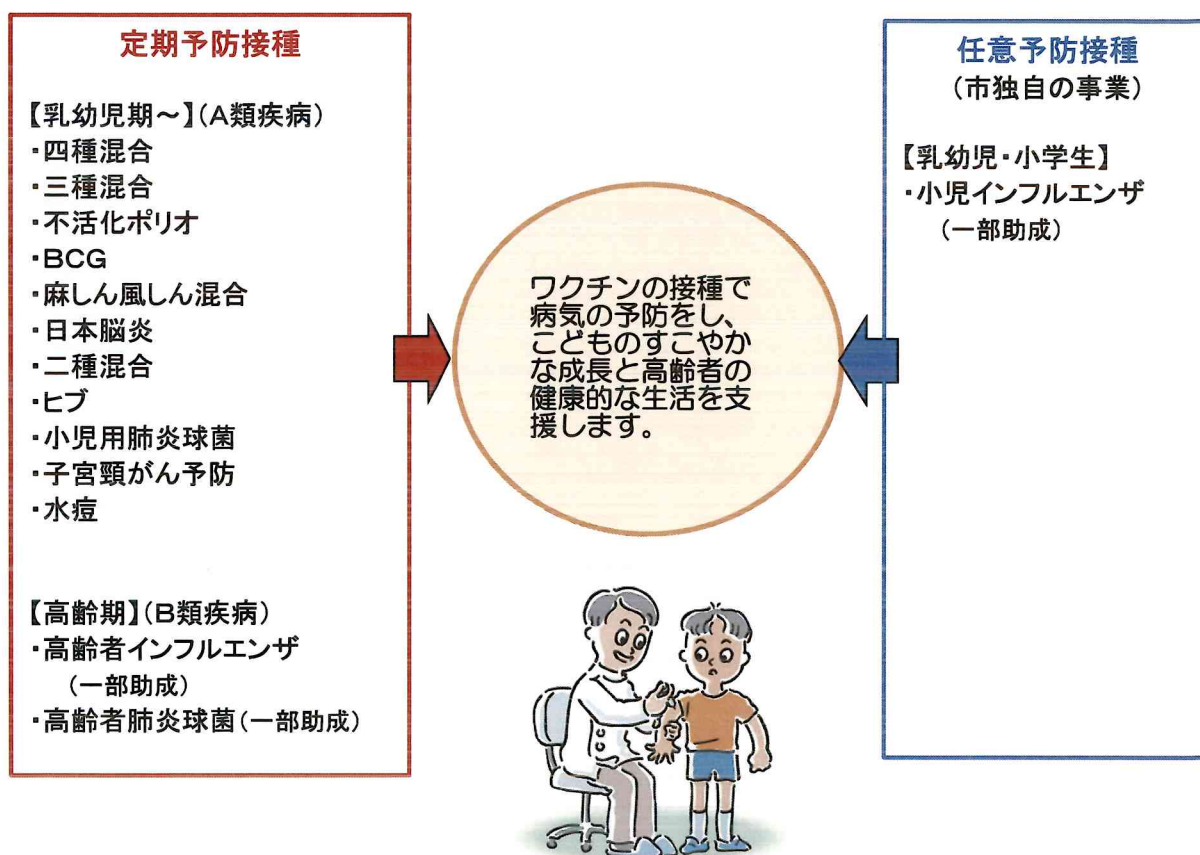
予防接種法に基づき予防接種を行うことで、伝染の恐れがある疾病の発生及び蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び増進を図ります。

【事業概要】

《事業主体》 島原市

《事業内容》 予防接種の意義及び接種間隔等を個人通知等で周知し実施

- ・定期予防接種A類疾病を全額助成、B類疾病を一部助成にて実施
- ・市独自の事業として、小児インフルエンザ予防接種の一部助成を実施



科目	4 款	1 項	4 目	目名称	健康対策費	保険健康課 (保健センター)
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	・平成26年10月から水痘及び高齢者肺炎球菌の予防接種が定期接種となった。 ・高齢者肺炎球菌ワクチン助成事業 (市独自事業) を実施。			・平成27年度から高齢者肺炎球菌ワクチン助成事業は廃止。		引き続き実施予定

4. 子育てにやさしいまちづくり

当初予算書

163P

事業名		【継続】 小児の休日診療事業				
当初予算額		財 源 内 訳 (単位：千円)				
		国 費	県 費	地 方 債	そ の 他 一 般 財 源	
2,023万2			2,023万2			
事業期間		平成23年度～平成27年度 (複数年度事業)			総事業費 8,500万0	
【事業目的】 長崎大学から小児科専門医の派遣を受けて島原病院内で「小児の休日（時間外・夜間）診療事業」を行うことで、島原半島地域における小児医療の充実を図るとともに、小児医療機関の減少や高齢化が進み疲弊が懸念される地元小児科医の負担を軽減します。						
【事業概要】 《事業主体》 島原市、雲仙市、南島原市、島原市医師会、南高医師会が共同で実施 （運営は島原市医師会に委託） 平成23年度～ 長崎県地域医療再生基金を活用（県補助10／10） ・第2次長崎県地域医療再生計画事業に採択（平成23～25年度） ・第3次長崎県地域医療再生計画事業に採択（平成26～27年度）						
島原病院 小児科 (外来) 小児科専門医の派遣 長崎大学 休日診療を実施 ・土曜日午後6時～日曜日午後5時 ・乳幼児及び中学3年生までの児童生徒（※内科疾患のみ） ・島原半島地域における小児医療の充実 ・地元小児科医の負担の軽減						
科目	4 款	1 項	4 目	目 名 称	健康対策費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業内容と同じ		関係機関と協議のうえ事業の継続を検討 (地域医療再生計画事業は平成27年度で終了)

4. 子育てにやさしいまちづくり

当初予算書

163P

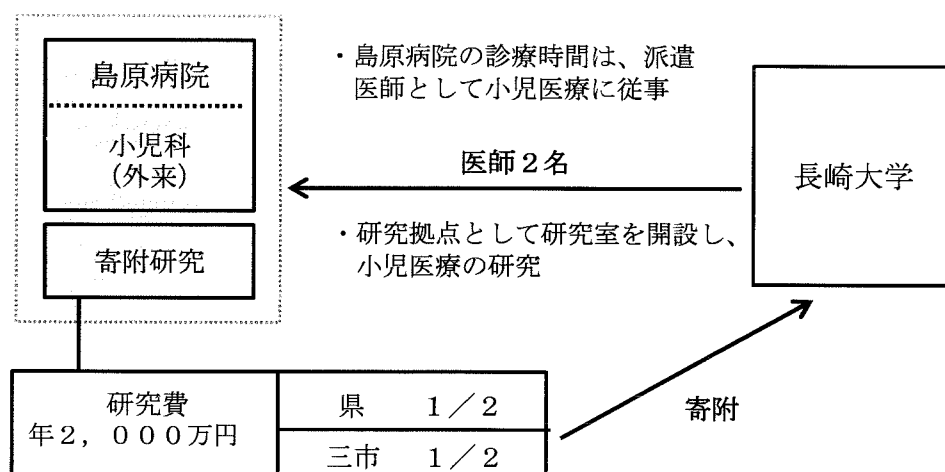
事業名	【継続】 島原地域小児医療研究室寄附金				
当初予算額	財 源 内 訳				(単位：千円)
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
540万0					540万0
事業期間	平成26年度～平成30年度（複数年事業）			総事業費	2,700万0

【事業目的】

長崎県及び島原半島三市の寄附により、平成26年4月に長崎大学が島原病院を研究拠点として「島原地域小児医療研究室」を開設し、研究に従事する2名の小児科専門医が島原病院の小児科診療に従事することにより小児科が再開されました。引き続き寄附を行い、安定した小児医療提供体制の確保を図ります。また、小児医療の研究・教育活動が行われることにより、小児医療の向上が図れます。

【事業概要】

長崎大学と長崎医療センターから各1名、計2名の小児科医師を島原病院に配置し、島原地域の小児医療の研究・教育活動を行うとともに、島原病院の小児科での診療を行います。



科目	4 款	1 項	4 目	目名称	健康対策費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

4. 子育てにやさしいまちづくり

当初予算書

169P

事業名	【継続・人口減少対策】 歯科保健事業				
	財 源 内 訳 (単位：千円)				
当初予算額	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
244万5		16万3			228万2
事業期間	平成18年度～			総事業費	

【事業目的】

乳幼児期から高齢期までの各歯科健康診査、歯科相談、フッ素塗布事業等を実施し、歯・口腔の健康づくり、むし歯・歯周病予防対策を推進します。

また、保育所・幼稚園において、フッ化物洗口を導入し、平等なむし歯予防を行える環境を整えることで、こどものむし歯予防に取り組みます。

【事業概要】

●乳幼児期●

【乳幼児歯科健診（母子健康診査に併設）】

<健診名>

1歳児親子歯科健診、1歳6か月児健診、3歳児健診、5歳児健診

<内 容>

歯科医師による診察、指導、健康教育、



【フッ化物洗口推進事業】

<対象者>

保育所・幼稚園等に通う年中児及び年長児

<内 容>

各保育所・幼稚園等で園歯科医師の指導のもと実施



【フッ素塗布事業】

<対象者> 1歳から3歳6か月児

<内 容> 3か月に1回塗布する

●成人期●

【成人歯科相談】

口腔ケア、ブラッシング、お口の体操等の指導、相談を実施



【歯周病疾患健診】

1歳親子歯科健診に併設し、保護者に対して歯科医師による歯科健診を実施

<平成24年度 年齢別むし歯の有病者率>

	1歳6か月児	3歳児
島原市	1.81%	25.9%
長崎県の平均	2.59%	28.7%
国の平均	2.08%	19.1%

急増！

(資料：平成26年度「8020への道」歯科保健データより)

<6024運動・8020運動達成者率>

	6024運動	8020運動
島原市	33.0%	13.0%
長崎県平均	44.0%	29.3%

(資料：「健康しまばら21（第2次）」より)

科目	4 款	1 項	4 目	目 名 称	健康対策費	保険健康課（保健センター）
事業計画	前 年 度 まで			今 年 度		来 年 度 以 降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

4. 子育てにやさしいまちづくり

当初予算書

171P

事業名		【継続・人口減少対策】 母子保健事業				
当初予算額		財源内訳				(単位：千円)
		国費	県費	地方債	その他	一般財源
5,001万8						5,001万8
事業期間		昭和40年～			総事業費	
【事業目的】						
安心して妊娠、出産を迎えられるとともに乳幼児の健康の保持増進を図るため、母子保健法及び発達障害者支援法などにに基づき各種の母子保健事業を推進します。						
【事業概要】						
●妊娠期 安心して妊娠、出産を迎えられるよう支援する						
妊娠届 母子健康手帳の交付 健康相談 訪問指導 両親学級 妊娠 妊婦一般健康診査 健康診査受診券14回分を交付 出産						
●乳幼児期 乳幼児の疾病の早期発見、健康の保持増進を図る						
新生児・未熟児 訪問指導 3か月児・1歳6か月児・3歳児・5歳児健康診査 乳幼児の疾病の早期発見、健康の保持増進 新生児 乳児一般健康診査 健康診査受診券2回分を交付 発達支援教室 言葉や情緒面の発達促進のための教室 就学前 乳幼児相談(一般相談) 個別相談【心理相談(心理士)・言語相談(言語聴覚士)】						
科目	4款	1項	4目	目名称	健康対策費	保険健康課(保健センター)
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

4. 子育てにやさしいまちづくり

当初予算書

173P

事業名	【新規・人口減少対策】 特定不妊治療費助成事業				
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)				
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
307万9					307万9
事業期間	平成27年度～			総事業費	

【事業目的】

不妊治療を受ける者の経済的負担の軽減を図ることで、子どもを望む夫婦の不妊治療を支援します。

【事業概要】

妊娠女性の高齢化による妊娠率の低下、不妊症の増加
 <不妊の頻度>
 25歳～29歳：8.9% 30～34歳：14.6% 35～39歳：21.9% 40～44歳：28.9%
 30歳から不妊症が増加、自然に妊娠する確率が減少

不妊治療開始
(体外受精・顕微授精)

【対象者】 法律上の婚姻をしている夫婦で、①～⑤の要件をすべて満たす人

- ①夫または妻のどちらかが市内に住所を有し、かつ居住している人
- ②長崎県が実施する特定不妊治療費助成金の交付を受けている人
- ③前年の夫婦の所得の合計が730万円未満の人
- ④市税等を完納している人
- ⑤他の市町村で実施している同様な事業の助成を受けていない人

申請

【助成金交付】
 特定不妊治療費から県助成金を差し引いた額で、1回あたり5万円を上限

<参考> 長崎県特定不妊治療費助成事業
 【助成金交付額】1回あたり15万円を上限
 【回 数】40歳未満
 …43歳になるまで通算6回
 40歳以上
 …1年目3回、2年目2回まで
 【所得上限額】730万（夫婦の前年度の合計額）

科目	4 款	1 項	4 目	目 名 称	健康対策費	保険健康課（保健センター）
事業計画	前 年 度 まで			今 年 度		来 年 度 以 降
	—			・平成27年度より新規事業 上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

4. 子育てにやさしいまちづくり

当初予算書

173P

事業名	【新規・人口減少対策】 不育治療費助成事業				
	財源内訳 (単位: 千円)				
当初予算額	国費	県費	地方債	その他	一般財源
76万2					76万2
事業期間	平成27年度～			総事業費	

【事業目的】

不育治療を受ける者の経済的負担の軽減を図ることで、子どもを望む夫婦の不妊治療を支援します。

【事業概要】

妊娠女性の高齢化による流産率の増加

- ・流産は妊娠の約15%
- ・高年齢や流産回数が多くなるにつれ増加
- ・妊娠女性の2～5%に反復流産（2回連続流産）が発生
- ・妊娠女性の1～2%に習慣性流産



不育症と診断 治療開始

【対象者】

- 法律上の婚姻をしている夫婦で、①～⑤の要件をすべて満たす人
- ①夫または妻のどちらかが市内に住所を有し、かつ居住している人
 - ②不育症と診断されている人
 - ③前年度の夫婦の所得の合計が730万円未満の人
 - ④市税等を完納している人
 - ⑤他の市町村で実施している同様な事業の助成を受けていない人

【助成となる経費】

- ・県内の医療機関で実施する不育治療にかかる経費。
- ・保険適用外の経費に限らず、保険対象の自己負担についても助成の対象。
- ・第1子に限らず、第2子以降の妊娠にも適用

申請

【助成金交付】

1つの妊娠にかかる治療に対し、10万円を限度
(年間2回を限度とし、3年間)

科目	4款	1項	4目	目名称	健康対策費	保険健康課（保健センター）
	前年度まで			今年度		来年度以降
事業計画	—			・平成27年度より新規事業 上記事業概要と同じ		引き続き実施予定